

東京医科大学麻酔科同門会会則

第1条(総則)

- ・ 本会は、東京医科大学麻酔科同門会と称する。
- ・ 本会は、事務局を東京医科大学麻酔科学分野(住所:東京都新宿区西新宿6-7-1 教育研究棟12階 麻酔科医局)におく。

第2条(目的・事業)

- ・ 本会は、東京医科大学麻酔科の活動支援を行い、会員相互の親睦・交流を深める組織である。
- ・ 本会は、東京医科大学麻酔科領域の研究・診療・教育などの啓蒙活動により、互いの支援と会員の医学、医療水準の向上をはかり、あわせて教室の発展に寄与することを目的とする。
- ・ 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1) 総会および役員会の開催
 - 2) 麻酔科の育成事業及び支援
 - 3) 麻酔科医局への支援
 - 4) 本会の充実とネットワーク構築
 - 5) その他、本会の目的に沿った事業

第3条(会員・準会員)

- ・ 本会の会員は、原則として東京医科大学麻酔科学分野所属出身者(1年以上の在籍者)とする。
- ・ 本会の目的に賛同し、会員の推挙により総会にて認められた者とする。
- ・ 本会の会員は、事務局に退会届を提出することによって退会できる。
- ・ 退会した会員の再入会は妨げない。
- ・ 準会員は、当医局に関係したメディカルスタッフ、研究協力者、職員で、役員会の承認を経た者とする。

第4条(役員)

- ・ この会に以下の役員を置く。
- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 1～2名
- ・ 幹事長 1名
- ・ 幹事 4～5名

- ・ 監事 2名
- ・ 本会の役員は、役員会で推薦され、総会で決定される。

第5条(役員の任期・職務)

- ・ 本会の役員の任期は、1期3年間(重任可能)とする。
- ・ 会長は、本会を代表し会務を総括し、円滑な運営に努める。
- ・ 副会長・事務局長は代表を補佐し、会長(代表)が欠員のときは代表の職務を遂行する。
- ・ 事務局長は、事務局の会務を総括する。
- ・ 監事は、会計報告の監査を行う。

第6条(運営)

- ・ おおむね年1回の総会を開催する。
- ・ 総会の設立は、委任状を含めて会員の半数以上の出席を必要とする。
- ・ 総会の議決は、委任状を含めた出席者の半数以上の賛成をもって決定する。
- ・ 役員会は、会長が必要と認めた場合に召集する。
- ・ 役員会の成立は、委任状を含めて役員の半数以上の出席を必要とする。

第7条(会計)

- ・ 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- ・ 本会会員の年会費は、細則に定めるところによる。
- ・ 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- ・ 会長は、総会で会計報告を行い、総会の承認を得るものとする。

第8条(会則改定)

- ・ この会則は、会員の過半数の同意を持って改正することができる。

東京医科大学麻酔科同門会会則施行細則

- ・ 本会会員の年会費は、会員より徴収し、3000円とする(2025年度より徴収)。
- ・ この細則は、役員会の議決に基づき改定することができる。

この規約は、2024年12月14日より施行する。

追記 2024年12月14日 第一回東京医科大学麻酔科同門会総会で以下可決された。